

## 日本学生支援機構奨学金 返還猶予について

在学中に「日本学生支援機構奨学金」の貸与を受けた方のうち、法科大学院修了後に司法試験準備等のため無職（無収入）となる場合は、日本学生支援機構に「返還期限猶予」を願い出ることができます。制度の詳細や手続方法に関しては、日本学生支援機構奨学金 Web サイトをご確認ください。

なお、手続き上、無収入であることの証明書の提出が必要となる場合は、法科大学院事務所にて「返還期限猶予に係る無収入等証明書」を発行いたします。次頁の様式の太枠内を記入（シャチハタ不可）し、身分証をご持参の上、法科大学院事務所までご提出ください。

※ 法科大学院修了後の4月1日より発行可能です。

※ 即日発行はできませんのでご注意ください。

### ■ 郵送で申請する場合

記入済の「返還期限猶予に係る無収入等証明書」および身分証コピーを封入し、以下の送付先までご郵送ください。証明書を郵送で受取希望の方は、返信用封筒（要・切手貼付）も同封願います。

〒169-8050  
東京都新宿区西早稲田 1-6-1  
早稲田大学大学院法科大学院 事務所（8号館4階）  
奨学金担当 宛

### ■ お問い合わせ先

返還期限猶予制度・申請手続について

日本学生支援機構

Tel :0570-03-7240 (ナビダイヤル・全国共通)

「返還期限猶予に係る無収入等証明書」の発行について

早稲田大学大学院法科大学院事務所

Tel :03-3203-9752

以上

独立行政法人

日本学生支援機構理事長 殿

### 国家試験等受験準備による無収入等証明書

奨学生番号	①	②
氏名	印	
在籍時の学籍番号		

※ 学生記入欄

過去に複数の奨学金を受けたことがある場合はそれぞれの奨学生番号を記入する

上記学生は、本年度国家試験準備のため、求職中もしくは、無職であり収入がありません。

このことを証明いたしますので、貴機構奨学金の返還期限につきまして猶予をお認めいただきたくお願いいたします。

年 月 日

早稲田大学 法学研究科 教務主任（法曹養成専攻学生担当）

教員名 \_\_\_\_\_

印